



住宅に関するお得な制度をお知らせします

今年度に限り、経済対策として、工事請負者の住所(法人の場合は本店又は支店所在地)が安城市内の場合に一部の補助制度で補助金が加算されます。

木造住宅の地震対策補助制度

●**対象の住宅** 昭和56年5月31日以前に着工された2階建て以下の木造住宅(プレハブ、ツーバイフォー等の特殊工法を除く)
 ※非木造住宅に対する改修費補助制度もあります。詳細は問い合わせてください。

●**補助内容** 下表のとおり
 ●**申込み**
 12月28日(火)までに下表の①➡申込書 ②~④➡申請書・必要書類を持って建築課へ

制度	補助内容	補助金額
① 木造住宅無料耐震診断	住宅の耐震性を数値で判断し、耐震改修の概算工事費を提示	
② 木造住宅耐震改修費補助(一般型)	①の判定値が0.7未満のものを1.0以上(判定値が0.7以上1.0未満の場合は、0.3加算した数値以上)にする改修工事費の補助	対象経費額(上限120万円) ※施工者の住所が安城市内の場合は10万円加算(最大130万円)。
③ 木造住宅耐震改修費補助(簡易型)	①の判定値が1.0未満のものを0.1加算した数値以上にする改修工事費の補助	対象経費の2分の1(上限30万円)
④ 耐震シェルター等整備費補助	①の判定値が1.0未満で、身体障害者手帳等所持者又は65歳以上の方が居住する住宅に、耐震シェルター又は防災ベッドを設置する工事費の補助 ※対象となる装置については問い合わせてください。	耐震シェルター➡上限30万円 防災ベッド➡上限15万円 いずれも対象経費が上限を下回る場合は当該対象経費額

ブロック塀等撤去費の補助制度

●**対象のブロック塀** コンクリートブロック、レンガ等の組積造の塀で、地盤面からの高さが1m以上のもの
 ●**対象者** ブロック塀の所有者又は所有者の同意を得た者
 ●**対象の工事** 令和4年2月28日(月)までに既存ブロック塀の撤去を完了するもの

●**補助金額** 通学路に面するもの➡撤去費の4分の3(上限1m当たり7500円。15万円限度)
 公共施設の敷地又は道路に面するもの➡撤去費の2分の1(上限1mあたり5000円。10万円限度)
 ※いずれも工事請負者の住所が安城市内の場合、補助金額を3万円加算。
 ●**申込み** 申請書・必要書類を持って建築課へ

多世代住宅補助金

●**対象者** 安城市内において次のいずれかの多世代居住の条件を満たす人
 三世帯居住➡小学校修了前の子とその親及び祖父母等が同居、隣居又は近居すること
 二世帯居住➡75歳以上の人とその子で同居、隣居又は近居すること
 ※同居とは同一棟で居住すること、隣居とは隣接して居住すること、近居とは半径2km以内に土地を購入し居住することをいいます。
 ●**対象となる住宅** 令和元年7月1日以降に契約した、一戸建ての住宅、併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上のもの)、共同住宅及び長屋のうち、自己所有するもの
 ●**対象経費** 新築等(新築、増築、改築)、取得(建売住宅、マンション等の購入)又はリフォーム(同居の場合

で一定の条件に該当する場合に限る)に係る費用
 ※バリアフリー改修費は対象外。
 ●**補助金額等** 補助金額は対象経費の3分の1、限度額・加算額は下表のとおり

形態	限度額	加算額1	加算額2	合計(最高)
同居	70万円	20万円	10万円	100万円
隣居	35万円			65万円
近居	20万円			50万円

※リフォーム、共同住宅及び長屋の限度額は2分の1の額。
 ※加算額1は、耐震性のない住宅を除却した場合又は1年以上使用されていない空き家を除却又は取得した場合に加算。加算額2は、第三次安城市都市計画マスタープランで定められたマチナカ居住誘導区域内に建築等する場合に加算。
 ●**申込み** 申請書・必要書類を持って建築課へ
 ※補助要件が複雑なため、事前相談を推奨しています。

各補助制度の共通事項

- 申請額が予算額を超えた時点で受付を終了します
- 補助金交付決定前に工事着手している場合は交付できません(木造住宅無料耐震診断・多世代住宅補助金を除く)
- 申込書・申請書等は同課・市HPで配布。必要書類の詳細は問い合わせるか市HPを確認してください